

サンモリユ下條 だより

休暇村周辺の運動広場

休暇村周辺には大人も子どもも楽しめる運動広場があります。家族や友人と一緒に体を動かして休暇を満喫しませんか。

ふれ愛パーク

休暇村近くには無料で利用できるテニスコートがあり、用具の貸し出しも行っていきます。また、屋内でありながら地面が土になっているインドアスポーツセンターも無料で利用でき、用具を持ち込んで、バレーボール、ゲートボールなどが楽しめます。



リフレッシュパーク

パターゴルフ(有料)、110mの滑り台などがそろっています。パターゴルフについては、休暇村宿泊者に対する割引もあります。



イベントカレンダー

休暇村のイベントに参加して夏休みの思い出作りをしましょう。

魚つかみ取り大会

時 7月25日～8月29日の火・木・土曜日
 7時(前日の宿泊が必要です)

内 サンモリユ下條の小川で川魚のつかみ取りが楽しめます。



親子花火大会

時 7月28日～8月25日の火曜日 20時

内 子ども向けの花火大会です。



シルバープラン



9月はシルバープランでお得に宿泊できます。

時 9月3日(木)～30日(水)

内 宿泊料金から500円を値引きします。

対 市内在住、在勤または在学の人で、期間中に宿泊する65歳以上の人

予約は利用日の
 3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
 ☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

HP

サンモリユ下條

検索

知っ得! ねんきん豆知識

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、全員が国民年金に加入します。 **問** 国保年金課(☎62-1011) 刈谷年金事務所(☎21-2110) 加入の種類により、手続きや保険料の納め方が違います。

あなたの加入する年金制度は?手続きが必要な場合があります!

第1号被保険者になるときは、国保年金課で手続きが必要です。

- ・退職したとき(本人・被扶養配偶者)
- ・第3号被保険者が離婚や収入増で配偶者の扶養からはずれたとき
- ・第3号被保険者が失業手当をもらい始めたときなど



第1号被保険者

対 20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など
 ・国保年金課で手続きします

第2号被保険者

対 厚生年金に加入している会社員・公務員など
 ・勤務先で手続きを行います
 ・保険料は給料から引かれます

第1号被保険者は保険料を納めます。
 令和2年度は月額16,540円です。

第3号被保険者

対 第2号被保険者に扶養されている年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者
 ・配偶者の勤務先を通じて手続きします
 ・保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します

